

第七回 参議院文部委員會會議錄第六号

昭和二十五年二月二十一日(火曜日)午後一時五十八分開会

本日の會議に付した事件

○調査承認要求の件

○元号に関する調査の件

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(田中耕太郎君) それでは委員會を開会いたします。

御異議ございませんければ議事の順序を変更いたします。先ず第四番目の調査承認要求に関する件を議題といたします。これはこの前こちらで以てお諮り申上げました、元号に関する調査承認要求の件でございます。要求書の内容を申上げますと、一、事件の名称、「元号」に関する調査、一、調査の目的、新憲法の制定後「元号」に関する法的基礎が不明確となつており且つ、新憲法の精神から見ても、一世一元の制が果して妥当であるかという問題について研究の必要が生じて来た。又講和會議を控へ将来我が國が國際社会の一員となるべき立場からも、この際文明諸國共通の年号計算に従うというふうな見地から、元号に関する調査を行なつて、速かにその対策を講ずる。これが調査目的でございます。それから一、利益、「元号」に関する種々の疑義を明確にし、文化國家の建設に寄與する。一、方法、官庁、公共団体及び学

識経験者等から意見を聴取し、資料を要求し、又必要に応じて現地調査を行う。一、期間、今期国会開会中。それから費用の点は現在計算することがちよつと困難でございます。取敢えず他の点だけを以て承認要求書を出したのであります。右本委員會の決議を経て参議院規則第三十四條第二項により要求する。年月日。ということでございます。只今の内容の調査承認要求書を出いたしますことにつきまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それではさう手續を進行いたします。

○委員長(田中耕太郎君) 次に議題の第一でございます。教育職員免許法の一部を改正する法律案並びに教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案、これを一括して議題にいたしますことにつきまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは御異議ないものと認めます。この両法案につきましましては前月一般的の説明、提案理由の説明並びに各條文についての説明がございました。今日は質疑の段階に入つておるわけでございます。右両法案につきましまして御質疑がございすれば御発言を願います。前回御出席は関心を持っておいでになり、御質疑がありそふな様子でございました。

○川崎なつ君 今、河野さん質問あります。それで呼びにやりました。質問沢山あるとおつしやつていました。

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

て。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは始め下さい。

○委員長(田中耕太郎君) それでは再び議題の順序を変更いたしました。年号に関する件に戻りまして、只今御配付申上げた資料につきまして専門員の説明を願います。

○参事員(岩村忍君) お手許に配付しました資料をちよつと御説明申し上げます。

年號ハ一世一元トス

〔明治元年九月八日〕

行政官布告

今般 御即位御大禮被爲濟先例之通被爲改年號就テハ是迄吉田之象兆ニ隨ヒ屢改號有之候得共自今 御一代一號ニ被定候依之改慶應四年可爲明治元年旨被 仰出候事

詔書

詔體太乙而登位膺景命以改元洵聖代之典型而萬世之標準也朕雖否德幸賴祖宗之靈祇承鴻緒躬親萬機之政乃改元欲與海內億兆更始一新其改慶應四年爲明治元年自今以後革易舊制一世一元以爲永式主者施行

明治元年九月八日

詔書

朕皇祖宗廟ノ威靈ニ賴リ大統ヲ承ケ萬機ヲ總ラ茲ニ定制ニ遵ヒ元號ヲ建

テ大正十五年十二月二十五日以降ヲ改メテ昭和元年ト爲ス

御名御璽

大正十五年十二月二十五日

各國務大臣 副署

元號ノ稱呼

〔昭和元年十二月二十五日〕

〔内閣告示第一號〕

第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

皇室典範

〔明治二十二年二月十一日〕

昭和二十二年五月一日

皇室典範及び皇室典範増補を廢止する皇室典範に

より廢止

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

日本國憲法

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證すること。

七 榮典を授與すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第九十八條 この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する

法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。

皇室典範第十二條（帝國憲法義解 樞密院議長伊藤伯著）

踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

恭テ按スルニ孝德天皇紀ニ改ニ天豐財重日足姫天皇四年一爲ニ大化元年一トアルハ是レ建元ノ始ニシテ歷代ノ例制トナレリシモ其ノ後陰陽占トノ説ニ依リ一世ノ間屢々年號ヲ改メ徒ニ史乘ノ煩キヲ爲スニ至レリ明治元年九月八日ノ布告ニ云今般御即位御大禮被爲濟先例之通被爲改年號就テハ是迄吉凶之象兆ニ隨ヒ屢々改號有之候ヘ共自今御一代一號ニ被定候依之改慶應四年可爲明治元年旨被仰出候事ト此レ本條ノ依ル所ノ令典ナリ

これが大休専門調査員室で調査いたしました元号年号に關する法的の根拠なんでございます。

それから一言御説明申上げて置きたいと思ひますのは、元号、年号という名前でございます、新聞でも元号、年号、両方を使つておりますが、これははつきりした解釈が困難なものでございまして、元号という言葉は初めて使ひましたのは旧皇室典範において使つておりますので、それ以前には今までの私の調査いたしました範圍においては、中国においても、日本においても元号という言葉は使つておりません。すべて年号という言葉で表されて

おります。ですから、旧皇室典範が元号という言葉の起源だろうと存じます。

それからその使い分け方をいろいろ方々に問合せしたり、或いは私自身いろいろ調査して見たのでございまして、結局こうだろうと思つたのでございまして、私の結論といたしましては、元号と申しますのは、例えば明治とか、昭和とかいうような言葉がそれが元号でございまして、年号というのは昭和何年、明治何年ということ、それを昭和という元号を含めてその下に数とそれから年という字を付けたもので、これを年号と稱しておるらしいのでございまして、併しこの用法は新しい用法でございまして、日本の古いところ、或いは中国などで使つておる用法とは違ふのであります。中国でも年号といふのは、改元から改元の間のことを年号といふのでございまして、従つて日本の古いところでも、中国でも、改元した場合のみが年号で、改元しない場合には年号でないものでございまして。従つて中国でも民国で改元しないといふことになりましたので、民国何年といふのはあれは年号ではございせん。そういう意味で元号と年号という点が非常に言葉の使い方がはつきりした点がございまして、大体私の研究した範圍では、元号と年号とはそういうように使い分けて差支ないだらうといふ／＼な材料から推定いたしました。但しこれは異議があるかも知れませんが、ちよつと外の資料が出ない限りこの今の解釈で差支ないかと私は存じております。

○委員長(田中耕太郎君) 只今岩村専門員が説明されたことにつきまして御

発言ございませんか。

○山本勇造君 速記を止めて……。

○委員長(田中耕太郎君) では速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

て下さい。それでは元号の問題につきまして、これは皇室典範、その他法制と密接な關係がございしますために、参議院法制局長が見えましての説明を求めたいと思ひますが、如何でございましょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(田中耕太郎君) では御質問して頂いた方が都合がいいのでございまして。それじゃ私から御質問いたし

現在皇室典範の中に年号についての規定が全然欠けておる。旧皇室典範にはあつたのでございまして。それが新皇室典範によつて除かれた理由並びにいきさつ、或いはそれについて何かその間の事情を知るような速記録の記事があるかないかといふような点についてお伺いしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) そのいきさつ及び資料につきましては只今調査いたしておりますし、聴くところによりりますと、それらの点については何ら速記録等にも表れていないといふことではあります。ただ私が思ひまするのは、新憲法下になりましたからは皇室典範に規定がありましたように「元號ヲ建テ」云々といふような事柄、むしろ天皇の権限に屬しないのではなからうかといふ見解の下に皇室典範からさういふ十二條のような規定を全然削除したものと云ふふうに考へております。

一つ重ねて伺ひますが、元号に關する問題は憲法の國務に關することと云えるかどうか、さういふ点についての御意見を伺ひたい。

○法制局長(奥野健一君) 元号に關する事柄は、從來改元の問題につきましまして、改元の告示等には必ず國務大臣の署名が附してあるような経過になつておりますし、さういふ点から考へて見ましても、これは憲法に言ひ國事に屬するものといふふうに考へられま

す。而して國事に關して天皇がなし得る権限につきましましては新憲法の七條に規定がございまして、さういふ点については規定がございせんから、やはり國事に關することであつて、而も天皇の権限に屬しないといふふうに新憲法の下において解釈すべきであらうと考へております。

○河野正夫君 局長にお伺ひしたいのですが、さういふ点から考へたといふことがない場合に將來元号といふたようなものが天皇の権限に屬しようとするの憲法、或いは日本の將來において現前から、制定と言ふか、發布と言ふか、稱呼を公式に用いるといふようなことがあり得るでしょうか、どうでしょうか、その点を承ります。この法律の範圍内での……。

○法制局長(奥野健一君) 御承知の通り、先程の皇室典範の十二條とか、或いは登極令の規定がすべて廃止されておりますので、今後若しさういふ必要があらますれば、法律を以て規定し得ることであらうと考へております。

○河野正夫君 つまり現在のままであればあり得ないことになる、さういふわけですね。

○法制局長(奥野健一君) 天皇が作られるといふことはあり得ないことでございまして。

○河野正夫君 公式文書等において昭和何年何月何日といふふうになつておられますか、さういふ点から考へて……。

○法制局長(奥野健一君) 年月日といふような記載がございしますけれども、昭和云々といふことはないと考へております。

○山本勇造君 そうしますと、明治元年に出た行政官布告といふものは、今では廢れたものと解釈するのでしょうか、先ずそれだけお伺ひいたしませう。

○法制局長(奥野健一君) この明治元年九月八日は、その當時において明治元年といふ年号をつけたのと、一世一元にして変えないといふ詔勅でありまして、今後は勿論さういふ新らしく天皇が詔勅を出されるというところは憲法上認められないと思ひますが、從來のこの詔勅自体としては、その當時にさういふ詔勅があつたといふものとして残つてゐるのではないかとと思ひます。

きり分らんのですが、又そういうふうにして置かないと、今の我々の使つておる昭和何年というのにも響いて来るのだらうと思ひますから、そういう意味でこの今のような答弁で、今のところは我慢して置くのがいいかと私は思ふのですが、併し……。

○法制局長(奥野健一君) その点は、その後例え大正十五年十二月二十五日を昭和元年とするといううな詔勅等も出ております。そういうふうには、現在においてはこういうことは詔勅によつてなし得ないところであらうと考えますが、當時は少くともまあ適法でありまして、そうしてその一旦そういうふうに変えられし結果と言ひますか、効果と申しますか、現在におきましてはそれは年号に対する一つの名称としてあるわけでありまして、その効果それ自体は憲法に照して見て、憲法では年号をつけてはならないといふことはないわけでありまして、その現在にある客観的な名称それ自体としては憲法に違反するものではない。即ち昭和何年といふことそれ自体は別に憲法に違反するものではないが、今後そういう手続によつて新しく改元をするといふことは許されないものであらうといふふうに考へております。

○山本勇造君 とにかく今の憲法九十八條があるのですから、その方からすると明治元年の詔勅の中には「欲與海内億兆更始一新」とか「主善施行」とかいうのがある。そのところをばちよつとこの九十八條の方にも触れて来るところがありはせんかと思ふのです。それは又新たな年号のことを国会において決めて行くといふことは差支ないわけですね。

○法制局長(奥野健一君) 差支ないと思ひます。

○山本勇造君 従つてもう一つ伺いたいことは、若し現在のままであつて、ここで以て法律の改正をしないでおつたならば、天皇が崩御されるとき或いは退位されるときかいは、現在のままであつたらどういふことになりま

○法制局長(奥野健一君) 現在のままでは天皇が改元をいたされといふ法律上の根拠がないのではないと思ひます。

○堀越儀郎君 今の法律では根拠がないといふのですか。

○法制局長(奥野健一君) ないので、堀越儀郎君 若しなくなつたときは、昭和といふ年号の問題を国会で取上げて決めない限りは、昭和といふ年号は續いて行くことになるのではないのですか。

○法制局長(奥野健一君) それはやはり一世一代として發布されておりますから、續かないと思ひます。

○堀越儀郎君 仮に續かないとするは、現在の天皇がなくなつたときは、年号がなくなるといふことですか。

○法制局長(奥野健一君) 法律を以て規定しない以上は、なくなるわけですね。

○山本勇造君 少し議論になります。が、今のような質疑応答の結果から考へると、このままであつたら非常な困難な事態、そしてそれを我々が今知つて、そうして抛つておくといふことは、立法院におる我々として、このまに捨てておくといふことはいけな

のではないかと思ふのですが、少し議論に入りませんが、そういう気がいたします。

○三島通陽君 今仮に出産届とか死亡届に一九五〇年何月何日といううなことを書いて出した場合には、役所としてはそれをどう取扱ひますか。

○法制局長(奥野健一君) 現在では年月日を書いて出すといふことになつておりますので、普通には昭和何年云云と書いておられますが、現在では或いは受付けないのじやないかと思われ

○山本勇造君 今これを西暦にするとかいふことは、これは僕は行き過ぎだと思ふ。現在の我々の問題としては、新聞等で西暦にするのだといふような書き方をしていますが、我々のこの委員会の立場としては、年号の問題は憲法のときになんか規定があるべきではなかつたかと思ひますが、憲法の中にはどの規定もないし、それからして皇室典範にも今度はそれが落ちておる。そして今の質問応答の結果、天皇の退位或いは崩御したときには、どうすることもできない状態におるのですから、立法院の方から言つたら、速かに、どういふ方法でやるかはこれから研究しなければならいと思ひますが、この元号或いは年号のことについて、僕ははつきりとこれから研究を續けて行くといふふうにはこの委員会が進んで行かなければならんと思ひますか。

○三島通陽君 今の山本委員の御発言、私も全然同感なんです。そこで新憲法が施行されてから、政府においてそういうことを今まで研究され

たことがあるでしょうか、どうでしょう。それから参議院といたしましては、国会としても、そういうことは一応研究すべきだつたので、前の文化委員会といううなところでは多少そういう問題は出ておつた。我々もその下心はしておつたのですが、政府ではあつたかといふことを一応伺いた

○法制局長(奥野健一君) 當時政府におきましてそういう企てがあつたと聞いておりますが、尙詳しいことは今後聞いて参ります。

○三島通陽君 これは少し先きに伺うべきかも知れませんが、元号をどういふ方向で各国で用いてゐるか、勿論これは西暦が一番多いと思ひますが、例えばシヤムが仏暦といふように、そういう国があると思ふのですが、そういう研究がありますか。一応伺いた

○委員長(田中耕太郎君) その点は専門員の方で或る程度までは承知しておると思ひます。

○三島通陽君 適當な機会に一応御研究になつて頂きたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 大体分つておる程度のことを一つ報告して頂きたいと思ひます。

○専門員(岩村忍君) 日本のことは要らないですね。西洋のだけで……。

○三島通陽君 日本以外のことを申上げますと、世界の人口のうち大体八億くらいが西暦を使つておるだらうと推定されております。それから御承知のようにその外の主なものとして、ヒデラ紀元、即ち日本で言われておる回曆、これはマホメットがメ

ヂナへ逃亡した時を以て元年として、これは太陽曆でございませんで太陽曆でございませう。これは測定の方法に二つございまして、カレンダーでやる方法と、実際に望月する方法とありまして、月を觀測して決める方法でござい

ます。回教徒の世界の人口はよく分らないのでありますが、四億五千万前後じやないかと存じますが、そのくらいが使つておるものと存じます。それから仏曆がございませう。実は仏曆というのは、非常に限定された範圍でございまして、それから最近の情勢が分らないのでございませうが、今三島委員のおつしやつたシヤムにつぎましては、こ

ういふふうになつておるのでございませう。

第一には、國際條約の場合には仏曆とそれから西暦と、若しも相手国に年号のようなものがありましてはそれと、三つを併用する。併しこれは相手国が非常に限られておまして、日本と中国共の下では恐らく西暦を使つておるのではないかと推定いたされませう。第二は、一般の外交文書は全部西暦を使用しております。第三には、国内の公文書は仏曆を使うといふ、この三本建の制度になつております。

従ひまして世界の全体から見ますと、記年方法にはその他非常に沢山のいろ／＼のものがございませうけれども、一番汎用されておるの西暦でございませう。その次は中華民國で年号、これは年号と申せないのでございませうが、民國記年を使つておまして、これが次に来ると思ひます。第三が人口の數から言つて日本、こ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

ういふことになると思ひます。但しこ

非常に注意しなければならぬと思ひますのは、西暦とか仏暦とか回教暦を使つておられます、改元の制度がございませぬので、一本で統一しておるわけでありませぬ。それから中国でも、民国になりました時に年号を廃止しましたので、民国何年というのでずつと行つて、改元はしない。従つて年号というものは民国になつた時になくなつたわけがございませぬ。従ひまして日本のように天皇なり皇帝なりが代ることに改元して行くという制度は、世界中で私の知つております範圍では、日本だけであると存じます。

○山本勇造君 今に關連してちよつと伺ひますが、回教の方ではヒデラ紀元を使つておるようですが、ベルシヤのような国は大分回教が盛んなやうですが、ドルコでは今はそれを使つていないのではないかと思はれるのですが、その点を一つ明らかにしておいで頂きたいと思ひます。

○専門員(岩村忍君) ベルシヤでは使つております。それからパキスタンには、はつきりしたものを調べようと思ひましたが、パキスタンができてから分らないのでありますが、今山本委員のおつしやつたトルコにつきましてはヒデラ紀元を廃止しまして西暦を使つておるのであります、それはケマル・アタチュルクが大統領になつてから、アラビヤ文字を廃止したのと同時に西暦を使うことになりました、ヒデラ紀元は公には使われないことになりました。その他回教国というのはいささのがございませぬけれども、ソ連の中に入つて回教国等は全部西洋暦ばかりを使つておるのであります、ヒデラ紀元は使つておらない。少くとも公に

はそうなつております。○委員(田中耕太郎君) それでは外にこの元号の問題について御発言ございませぬか。

○山本勇造君 大分これはいろいろ意見も尙あるかと思ひますが、意見が出て来るわけでありまして、これは先程ちよつと懇談の間で話しましたように、広く有識者の意見を聞いた上でのしなやかいかんと思ひますが、この委員会としては、さつきのやうな元号について疑義があるのですから、この委員会としてはこれを採上げてですね、そして有識者の方々や何かの出席を請うて、そして意見を聴くといふやうなふうに進めて行く方がいゝと思ひますけれども、如何なものでしょうか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ございませぬか。○委員(田中耕太郎君) それでは本日これで、元号の問題はこの程度に止めて置まして、次の問題に入りたと思ひます。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕○委員(田中耕太郎君) それでは速記を始めて下さい。

○委員(田中耕太郎君) では初めに戻りまして教育職員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきましても、これらに質疑を開始いたします。

○河野正夫君 ちよつと伺ひますが、この法案は予備審査でございますか。或いは先議でございますか。○委員(田中耕太郎君) これは先議

になつております。○河野正夫君 先般の委員会資料の事をお願いして置きましたが、今日手許に頂きましたが、まだこれは私共も當つておりませぬので、これに關する質問は保留いたしますが、その他二、三の点について先般文部省側に私質問をして置いた筈であります、若し私の方から質問せんでもお答えが願ひするならばお答え願ひします。或いは要点を申上げてよいのですが、文部省側では如何ですか。

○委員(田中耕太郎君) 今政府委員の御本音がすぐ参りますからしばらくその質問はお待ちを願ひませぬでしようか。

○河野正夫君 よろしうございませぬ。○若木勝蔵君 免許法の一部を改正する法律案の方で、ちよつと私の前に欠席しておつたものですから、はつきりしないので、ちよつと質問したいと思ひますが、この法律案、原案で見ても附則第五項の次に次の三項を加える。その中の六項、即ち一番先にあるところの項目であります、この中の文面で一頁のしまいから二行目あたりから、「同表第三欄に掲げる在職年数については、同表第二欄に掲げるそれらの教員免許状の授與を受けることのできる資格を得た後、同表第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する在職年数を通算することができ、」これの説明を願ひたいのです、つまりこれは「同表第二欄に掲げるそれらの教員免許状の授與を受けることのできる資格を得た後」、これがいつを指すのかははつきりしないので、それをちよつと……。

○説明員(秋村敏雄君) 御説明申し上げます。今の「資格を得た後」と申しますのは、例へば師範学校を卒業いたしました者は、昭和二十四年におきまして九月一日現在で二級の中学校と小学校の教員になれるのであります、その日から免許状を、新しい免許状を得て今度は勤務年数を数えるというものが原案であつたのであります。今度は師範学校を卒業した以後の年数を通算して勤務年数とするというように改正いたしたのであります。

○若木勝蔵君 重ねて念を押したいと思ふのでありますが、そうするとそれまで在職した年数が全部通算されるといふことになるのですか。

○説明員(秋村敏雄君) さうでございます。○若木勝蔵君 ああ、分りました。次にもう一、二伺ひたいのでございませぬが、この施行法の方の附則の「第七條の規定は、昭和二十八年三月三十一日まで、その効力を有する」とことになつておりますが、さういふふうになつて、さういふふうになつて案になつておるやうであります、これはそれまでに認定講習が終了するといふふうな見通しに立つてやられるものであるかどうか、その点を伺ひたい。

○説明員(秋村敏雄君) 今度の免許法は、例へば仮免或いは二級、或いは一級といふふうな幾つかの種類を設けましたけれども、例へば二級の教員免許状は終身免許状でありますので、必ずしも一級にならなくても教員としては勤めることができるわけでありませぬ。従つて二十八年度の三月三十一日までには、全部の人がその現職教育を受けて

単位を取るとか取らないとかいふこととは直接的には關係がないのです。併し實際問題としては二十八年度の三月三十一日までには一番多い人が二十三単位を取れるといふ見通しであります、それは大体取れるといふ見通しであります。

○若木勝蔵君 大体さうするといふと、その認定講習等において取れるといふ見込、見通しでやられたといふやうにもまあ受取れるのであります、それではその認定講習を実施するところの費用といたしまして、ここに示されたものが、二十四四四四四程度であるやうであります、これで以て十分認定講習が実施されるとお考えになるのかどうか。

○説明員(秋村敏雄君) 認定講習を主催いたしますのは大学か、或いは都道府県教育委員会かといふれかでありませぬ。そして国家公務員であるところの教員については文部大臣がその研修に對して責任を負ひ、地方公務員たるべき公立学校の職員については都道府県教育委員会がその研修について責任を負うといふことは、教育公務員特例法の第十九條に定められてあるところでありませぬ。従つて今御指示のありました二十四四四四四といふものは、これは現在さういふ公立の教員の全部を一年間にやつてのけようといふやうな計画に基いておるものではないと思ひます。幾分か都道府県教育委員会の方で負担をして頂くといふ予想の下に立てられた予算であります。

○若木勝蔵君 そうしますといふと今のお話では、二十四四四四四といふやうな予算といふものは、尙地方の財政なかり予算といふものを相当あてにして立てておるものであるといふやうに受取

られるのであります。ここに私は非常に遺憾な点が考えられるのであります。もう地方の財政というものは御承知の通り非常に切迫しておつて、常に困つておられる状態なのに、更にこれに對して文部省としては圧迫を加えるようないふことについては、どうも教育行政上どうかと思はれるのであります。この点については私ももう少しそういう予算關係を調査してからにしたいと思ひますので、この程度で質問は留保いたしますが、尙若し予算上これができ得たとしても、僅か二十八年の三月までの間に先生方が恐らくこれは殺到するのではないかと、資格を得たいものですから……。そうなることと事實教育がどういふような恰好におかれるか、子供が抛げられてしまふのではないかと、教室が空くのではないかと、いふふうにも考えられますが、そういう点について文部省としてはどういふうな御見解を持つておられますか。

○説明員(秋村敏雄君) 教室が空つたのは、出た程度に当りますので、若し学生であつたら六十単位を取らなければならぬところを、別表第四によりまして四十五単位、それから施行法第七條によりまして二十三単位としたしてあるのでありますので、その程度の教育を加えて一級にしたいというのが、我々の方の希望するところでありまして、三十一日と切られたその根拠はどこにあるのか、伺いたいと思ひます。

○説明員(秋村敏雄君) 根拠と申しますのは、これは暫定措置で一年の間に止めてしまふべきものだといふふうに初め考へていたのでありますけれども、併し何と申しまして二十三単位を取つて貰うためには二十八年までくらは置かなくてはならないといふので、今度二十八年三月三十一日にしただけでありまして、現実に大多数の教員が二十八年の三月三十一日までに一級が取れないといふ状態であつたら、これは当然問題になると思ひます。併し新制大学の第一回の卒業生が国立の大学から出る年といふふうな予想の下に、これは二十八年三月三十一日にしたのであります。特別な根拠というべきものはありません。

○藤田芳雄君 そうですね、特別な根拠がないものといひますと、最初一年で終るべき暫定的なものであるから、これでは無理であるからといつて延ばしたといふ、その意味を本當に活かして行くならば、先程若木委員からお話のありましたように、上級の免許状を欲しい、或いはどうしても貰わねばならぬ臨時免許状を持つておる者は随分多いのであります。而もその多い者が単位を取らうとしますのには無制限にはできない。一定の数を限定してやつて行かなければならない。例えば夏休みだつたといひましたも、それを全部研修をやるわけにも行かない。それから土曜、日曜と言われまして、常に沢山設けられるならばそれも可能性があらまされども、一県に一ヶ所二ヶ所のところでは到底不可能のことだと思ひます。そういう点を考え、殊に最近のように定員定額制というものが布かれて、教員も非常に人数において無理を來たしてゐる。もうなんとも融通する点のない、穴だらけの教員の配置組織であるといふ場合に、これがうまくやつて行けないことは明らかであります。そうすると二十八年と切つたことに大変な矛盾があると思ふので、どうももう少し最初の考の通り本當に現職教員が楽に、無理をしないでも取つて行けるといふような形に考へることはできないものですか。その点をもう一つ……。

○説明員(秋村敏雄君) 二十八年の三月三十一日までに所定の単位が取れるが取れないかと言ひますことは、御意見のように非常に計算上微妙なところの一線であらうと思ひます。例えばこれを二十九年に延ばすとか、三十年に延ばしたらできるかと言ひましたも、事情によつてはそれでできない方もあるかも知れない、こういうことも考えますし、尙先程も申し上げましたように、大体別表第四によつて、本則によつて現職教育を進めて行くといふことが、日本の教育社会の水準を高めるといふ根本的な要求から申しますと望ましいのでありますから、一日も早くその方に戻して、常態の教員研修並びに養成の軌道に乗せたいといふことも考へるわけでありまして、それで若し小学校が一学級に對して一・五、中学校が一学級に對して一・八の定員を得ることとができますならば、教員仲間と相互に協調して話合つて行けばいふ／＼な時間をそこから生み出すような工夫もできなくはないのではないかと考へております。

○若木勝藏君 今の問題に關連しまして、少しく議論に亘るかも知れませんが、この第七條をそも／＼二十八年の三月三十一日までといふふうに区切りをつけるというところは、施行法の第七條の趣旨に悖るのじやないか、これは等しく現職教員が上級の免許状を取つて、そして教育に對して一生懸命にやつて行きたいといふ氣持があるものでありますから、それらの者が全部終了するまで年限を切らないのが法の精神ではないかと思ひます。それを二十八年といふふうな工合に切つてしまふといふことは、國家の予算から考へても、或いは地方の予算から考へても、どうも無用なことのように思ひます。その辺に對する御意見を伺いたいと思ひますのであります。

○説明員(秋村敏雄君) 繰返して申しますけれども、施行法の性格は暫定的な措置でありまして、そういう暫定的な措置といふものをいつまでも置けば、やつぱり日本の教員養成並びに教員の研修の問題について、非常にいつまで経つてもこれで、もういいといふときは來ないわけですから、つまり今後とも例えば二級で出る先生もおるし、仮免で出る先生もいるが、仮免から二級に、二級から一級に上つて参りますのです。それは又奨励すべきだと思ひます。併しそれを若し施行法の第七條を存置して置きますと、いつまでも際限がない、その低い方で皆上級の免許状をとる。そうなれば、一方で大学の四年の教育を終つたものを、國民教育に當らせるといふ免許法の根本趣旨にやはり悖るところがある。そのところを成るべく早く、さつき申上げたように正規の軌道に乗せたいといふので二十八年と切つたわけでありまして。

○若木勝藏君 私はそこに、非常に文部省としてのあせりがあると思ひます。施行法は現職に對してやるものでありますから、これはどちらかといふと、間接的なものであります。それらに對して、非常にあせつた形で切込んでしまふといふことは、非常に私は現職者の立場をなくすると同時に、教育界に混亂を起す本を作られておるのじやないかと思ひます。これは議論になりますけれども……。

○説明員(秋村敏雄君) これは、校長の免許状を得るためには、その基礎資格として、教員の一級免許状を持たなければならぬといふことが決つてあるものであります。校長になる人は、教員の中の、特に高い教員のある方々になつて貰いたいのであつて、その意味から、是非校長は一級免許状を、教員の一級免許状を持つた者になつて貰うと

いうことにすべきだと思つたのであります。ところが若しこれを、二十六年の三月三十一日までにして置きますと、校長が全部一級の教員免許状をとる時間が足りないことが起り得ると思ひますので、そうなりますと、実は免許法にこう書いてもいいわけなんです、校長の免許状は、教員の二級免許状以上を持つた者に與える、ということにして置けば、それでいいわけなんです。そこで一級にして、校長の地位を高め、二級にして現狀に即するかと、まあ二つの要求があるわけなんです。ここで私共の方で願わしいと思ひましたのは、やはり一級の教員免許状を持つて校長になつて貰ひたい。それがためにもつと時間を與へ、昭和三十三年三月三十一日まで延ばしたらどうだろう、こういう意味なのであります。

○河野正夫君 私は前の總括的質問が落んでから細かいことを承わろうと思つておたつたのですが、まだ釼木さんお出でにならないので、やや具体的案件に触れながら、二承わりたいと思ひます。今、若木君が問題になつた二十八年度で打切るといふ施行法第七條の問題ですけれども、これは意見に聊か相違するかも知れませんが、今、若木君が言われたように、中央及び地方の予算が十分でなくして、現職の講習が完全に行けない、或いは又受講者自身のいろ／＼な事情から、二十八年までに誠意と熱心さはあつても、その資格を取れないという場合もあり得るのでありますから、それよりも私は一番重要なことは、教員需給の現狀から非常に難点が来やせんか、こう思ふのであります。今手許に配られました、今日配られました二十五年度の現職教育講座

に要する經費の最後の方に小学校中学校教員需給供給數調、この前要求して置いた資料が提出されておるのであります。この表を見ましても、二十八年に打ち切りになりましたと、無資格教員が一萬一千二百七十九人も使わなければならない、こういう狀況になつておるのであります。二十八年の三月になれば、新制大学の優秀な卒業生が殆んどその教職の需要を充し得るというのであれば、ともかくにも、これはこの計画によつても無資格教員が相当ある。尙有資格者の中にでも現職にありながら、いろ／＼と上級免許状のために勉強しておるといふ人もある。そういうような人々を二十八年度に、僅かしか出ない、全体の需要から言つて僅かしか出ない教職員の新しい養成者があつたからといふので、打切るといふことは不合理じゃないか、それまでの間に、現職に就いておる、或る意味の新制大学以下の教育を受けた者が何となく勉強して資格を得たい、というような者のために、二十八年度で打ち切られるということになるのはいかんと思ふのであります。この点如何ですか。

○説明員(玖村敏雄君) 無資格者の数でございしますが、二十八年度になれば全部ゼロになるということは望ましいですけれども、それは非常に困難で、實際にはできないだらうと思ふ。完全な有資格教員の供給し得るまでは、従来の行き方を保存して置いたらどうかという御意見だと思ひますが、二十八年までと雖も、本年もやりましたし、明年も、明後年も国立の大学で、大体いわれる無資格教員なる者に教育を施して有資格者にするという措置はいたして行くわけでありませう。併し、それが果して御指摘のような全部の数を有資格者に切替へ得るか否かについては、多分不可能であらう、と申しますのは、いわゆる無資格教員なる者は、三年、四年、五年くらい勤める人があつても、それが辞める人が多いもので、それから、又次に無資格者が入つて来る、無資格者が来れば、無資格者が出て行くという形になるものですから、その見通しは甚だ困難だと存じます。

○河野正夫君 折角現職で教育したのに逃げられてしまうといふことの中には、勿論逃げた人の側のいろ／＼な理由がありましようが、逃がす側にも十分な理由があるわけではございません。その点も反省しなければなりませんけれども、併し、それでいいと思ふ。私はとにかく現職にある間は、相當の費用を以て教育するといふことは必ずしも教員の免許状に限らず、一切の職場において現職にある間、その職場の教養であらうとも、一般教養であらうとも、十分な教養をつけるということには、死ぬまでそういふように國民を教育する一環として大事だと思ふ。ですからその意味で、何も私はここで講習を打切る、第七條のようなふうにする場合に無資格者が多数入れ替るであらうけれども、現に今勤めておる、二十八年になつても勤めておる人々の希望を奪うがごとき方法は面白くない。事實會で尋常師範といひますが、少し低程度で師範学校の卒業生が相當におつて失業者さへおつたといふような府県などにおきましても、又特別な今日でいへば助教といひますか、そういう

ようなものが雇われておつて、そしてその人が非常に子供にも好かれ、本人も勉強して優秀な校長になつて来るだけのいろ／＼な講習を受けて資格をつけて来たといふのを我々は知つておるのです。そういうふうな意味でもやはり單に規格のある学校の卒業生だけを優遇するだけでなく、そんな好學の志があり、熱心な教育者といふものには希望を持たせて行くんだといふ方面には十分努力しなくちゃいかんじやないか。私米國の教育なんかの事情を聞いても可なりそういう無資格者のような人が多い。そしてそれらの人は無論米國では腰掛のように考へておる人も多いようです。日本の教員の大部分はそうではなくして、それで身を立てようという熱心な人がむしろ優秀な学校の卒業生よりも優秀な教員が多いことを私は知つてゐるのです。ですからそれを二十八年度で希望を粉砕するといふことは甚だ親心のないやり方だと思ひますが、その点は如何ですか。これはある考え方を押し付けられたというならばいざ知らず、我々は國民教育の立場から十分考へて頂かなければならぬ点だと思ひます。

○説明員(玖村敏雄君) いわゆる助教といひますものは小学校か中学校の仮免といふ、つまり五年間通用して一回更新してもう五年、つまり十年間通用する免許状を取るためには施行法第七條によりまして二十五単位であります。それから本則に掲げると三十単位になります。そこでその差は五単位なのであります。そこでその五単位をできるだけ早く本道にかえすといふ希望において勉強して貰ひたいといふのが私共の方の案なんです。

○河野正夫君 それは私も承しておるのですが、若木君が言うように現職の人には相當に止むを得ず國なり公共団体の必要から、先程のこの統計表でも分りますように無資格者を採用しなければならぬ。そして現狀にそれが一年、二年やつておるといふような人を優遇するようにしなければならぬ。一つ承わりたいのはこの附則第五項の次に次の三項を加えるといふところの高等学校の教員のことだつたと思ひますが、單位を非常に殖やしておる。これも勉強させなければならぬといふ意味では分らんことはありませうけれども、併しながらこれは理屈はこの際申上げませうけれどもいろいろな理由によつてこれは不合理である。この前これは最初に免許法及び施行法の論議の際にも私は相當話したんだと思ふのでありますけれども、それを特に減らせといふ要求が、声が聞えておつたのに、今回は更に読み替へが非常に、十五を四十五ですが、三倍にも値段が上つていくといふことは、これはインフレをデフレにしようといふ世の中に少し不合理ではないかと思ふのであります。

○説明員(玖村敏雄君) 結局こういうことなんでございませう。従来の専門学校の卒業生が師範学校、青年師範学校の卒業生がおりますが、この専門学校の卒業生は中等学校教員の免許状がありまして高等学校の二級になります。高等学校の二級といひますのは新制大学の四年を出た力なんです。それから高等師範学校の卒業生及び四年制の専門学校の卒業生は二級に切替へられる。それから大学の卒業生のうちで

高等教員の免許状のない者も二級に切替えられる。ここに新制大学で申しますと、新制大学の二年程度を終った専門学校の卒業生と新制大学の三年程度を終った四年制専門学校の卒業生と、それから新制大学を卒業しても一年や二大学の卒業生とがひとしく二級に切替えられる。これは非常に不合理でありますので、この三年程度の専門学校卒業生というものを基準に考えますと、この人々は先程申しました師範学校の卒業生が新制大学の二年を出たとほぼ同じだというその原則から申しますと、二ヶ年足らないわけなんです。これに対しては六十単位が在學生であれば要求されるのでありますから、四十五単位要求するのが正しい。但し将来新制大学の卒業生が高等学校の二級になりまして、そうして一級を取るためには、その方は十五単位に直し、旧制度の専門学校の卒業生は四十五単位にしてそうして中学校の教員の場合とのバランスをとつたわけでありまして、丁度バランスが別表第四を御覧になりますと分りますが、五ヶ年間に四十五単位というのでバランスがとれて来るのでありまして、この点は私共の方のむしろ手落ちでありまして、十五単位というようにすべきところが間違つておつたというべき、非常に不十分であつたと考えておるわけでありまして。

○鈴木憲一君 この前の説明を聞き漏しましたので、概括的な点でお伺いしたいのですけれども、一体免許法という法律に対して私は非常に不思議に感じますことは、資格を取れ取れというふうに押売りするような傾向になつておるので、これをなぜ自主的に資格を

いまい一つはこの予算は国立大学だけにおいて実施するようになっておるが、他に補助は出せないものかどうが、私立学校等が、或る地域的に考えまして一つの府県でおつてもあそこ私立学校でやつておると非常に便宜があるというふうな場合に、そちらに委託して行われる、そういう場合には同様の補助を興えるというふうなことは考えられないのかどうか。尙この提案理由の説明を見ますと、いうと、すでに新免許状を取つたものがあるようでありまして、どのくらいあるのか、それは取つたものはこの年度の改正案と私にはよく見ませんが関係はないかどうか。尙その免許法を改正して呉れという要望が非常にあつたようでありまして、か、どういふ点に主として要望があつたのか。それらの点について先ず一応お伺いします。

○説明員(秋村敏雄君) 一番最初に御質問頂きました免許状を取れ、という形になつておるとの御意見でありまして、この免許法は実は何もそういふことはちつともいつてはいないわけでありまして、ただこの種の免許状を持つておるものは何ヶ年教員を勤めることができる。この種の教員免許状を持つていけば一生教員をしていることができるという規定しておるものでありまして、欲せざるものに取れという義務付けていることではないのであります。

それから次に私立大学に委託してやらせたらどうかということでありまして、これは私立大学は勿論論みずから主催することができなければなりません。その私立大学が主催する場合に国の費用が使えないかということでありまして、これは私立大学にそういう費用を流すことは非常に困難があるようでありまして、尙研究して見なければならぬと存じております。

それから次にこの新しい免許状をすでに得たものがあるようだがという御質問でありましたが、差上げました今日の資料の中に大体一級免許を得るもの、二級免許を得るもの、仮免許を得るものが何人くらいあるかということについての推定であります。この推定は併し根拠がある推定であります。それだけの人はすでに新免許状を得たか、或いは今得る手続をしておる最中だと思ひます。

それから次に改正に関する要望であります。これにつきましては、私共は教職員組合の代表の方々ともお目にかかつておりますし、それから各都道府県の教育委員会の方面からいろいろのことを承りましたし、又各学校から個人的に、或いは学校全体として要望のあるところを述べられたこともありますのであります。その要望の私共の方から見ても合理的であると考えられるものは、全部改正案に入つておるわけなのであります。それじやその他のこの改正案に載らないところのもので要望の強かつたものは何か。こういうことをお答えすればよいのだと思ひますが、その一つは現職教育の別表第四の単位を減せ。もつと軽くせよという一つの要望があります。それから第二は、専科教員の中で専門学校に準ずべき学校、例えば音楽の学校だとかというふうな、これは各種学校であります。専門学校に準ずべき各種学校の卒業生をもつと優遇といひますか、高く切替えよという要望があります。

から、地方の先生達は非常にこれに困つておる。而もやるのならば、どうせ講習にも出て来ればよいのだというふうな、非常に積極性を欠く。これならば日本の新しい教育への切替に非常に大きな欠点がある。今に現われて来るのではない。なせもつと自由にお前達は進んで取つた方が得だぞというふうな、自然に取ることに向つて来るような法律を考へないのかというふうな考えられるわけであります。

それから私立学校にしましても、委託がむずかしいと言われるが、そこに国なり、地方教育委員会が委託をして行なうというふうなことをしたならば、私はできるのではないかと思ひます。この点は向よく研究して頂きたいと思つてあります。それから私立学校が委託を受けてやります場合には、却つて受託者に対して、これは臆測であります、非常に豊かな気持ちで講習を受けたら、受けさせたりするといふようなことが出来るのじやないか、どうも官学で而も前からの学芸大学、師範学校の跡継ぎ見たいものがやるといふことは、いよ／＼先生らしく育つて行くといふような臭味が大いに出来て来るのじやないかといふことを心配するわけですね。こういう機会に私立の自由な学問といふような立場を大いに先生達に体得させてやること、いい機会じやないかと私は考へる。故に、私立学校の委託講習といふようなものを努力をして頂きたい。

ところが事實はこれは殖えてゐるのじやないか。そういう要望をどういうわけにかなへることができなかったのか。処遇にしましても要望は尤もだと思ふのであります。そういう点がなせ満たせなかつたのか、そういう点を二、三お伺ひしたい。

○説明員(秋村敏雄君) 単位が殖えてゐると申しますのは、先程申し上げました、高等学校の二級が一級になる場合のみでございます。今度殖やしてありません。それから改正の要望に対しては、なせ応えられなかつたか。先程申し上げましたように、一部分はここに入つてゐる。残り残した問題は、さうきの第一のいわゆる別表第四の単位を減らせといふ要望は大学教育との均衡を保つ上からはどの程度の単位を要求する方が合理的だと考へたのであります。それからいわゆる初等科訓導の場合は、これは師範学校の卒業生よりも学校で修学いたしました年数が、二年若くは三年少いのでありますから、それを同じ二級に切替へることはやはり今度は教育者の内部における不均衡を来す。そこでやはり同じく正教員であるところの仮免許状を興へるといふことなのであります。そこを余り基準を下げますと、やはり教育者の資質の向上を狙ふ点からは工合が悪いじやないかと考へたわけなのであります。

望の出ているように減らした方がよい。幸いにして見落したたか何か知らんけれども、高等学校の二級、普通教員を一級に直すものが、年数は三年で単位が十単位となつてゐるんです。これを十五に増して殖やすよりは、むしろその間違つたと言われる本物の土台にしてバランスをとつた方が要望にも応えられ、又現在の日本の国情からいしましても却つて妥当な点が出来るのじやないか、要するにバランスが上に行かないで、下のバランスをとれるように持つて行つたならばいいのじやないか。と申しますのは、勿論やはり先程も問題になりましたように、免許状を上のものに取らうとするためには相當の経費が必要である。ところがその経費は上げられていない。或いは教育を受けようとするために、それがための人員を多数相当とらなければならぬ。然るにその人員の補充ももうまく行かない。そこへ持つて来て今のように現職の尊い経験といふものが相當ある。それを計算の中に入れてあるのか。むしろ今の下の線を基にしてバランスをとれば先程の要望にもかなひ、實際の事情にも副うかといふふうに考へられるのですが、如何ですか。

○説明員(秋村敏雄君) 下の線に揃えますと、全体の問題が容易に解決するとおつしやいます。これは私共よく分るのではありません。併しこの画期的な時代に教育者の社会的地位を上げるといふふな点からも、又教育の効果を徹底させるという点からも教育者を専門的な職業者として確立するがためには大学教育によるという建前を立てようといひますと、今度はその方とのバランスが破れてしまふといふところに非常に処しにくいところがあるのであります。その点一つ御検討頂きたいと思つております。

○岩間正男君 三点ばかりお伺ひしたいのですが、先ず第一にこういう講習といふものは、国家の負担においてやるのが妥當と考へられるのですか、個人の負担においてやるのが妥當と考へられるのか。これは文部当局はどういうふうな御意向を持つておられるか、伺ひたいと思つております。

○説明員(秋村敏雄君) 文部当局とおつしやいますと、ちよつと私答えかねるのですが……

○岩間正男君 これは大臣の答弁ですが、取敢えず課長さんの考へを伺ひたい。それは技術的の面から直接知つておられるだらうと思つて伺ひたいのです。

○説明員(秋村敏雄君) 国家の負担で全部の教員を教育するといふ一つの教員養成体制といふものを考へますならば、そういう立場も成立つといふことは私は十分分るのであります。併しこういう種類の認定講習は先程ちよつと申し上げましたが、教育公務員特例法の第十九條に地方公務員たる地方教官についての研修は都道府県教育委員会が責任を持つといふ規定があります。若し国家が負担するとなれば大学で自由に講座を開放して、教育者の希望するものは来て呉れといふふないわば公開講座を開く以外には手が無いのであります。教育公務員特例法の中に地方公務員たる教員の研修について国も又これに補助することができるといふ一條がありますと、我々の予算措置は非常に楽になるのであります。

○岩間正男君 現状についてのお話があつたのでありますけれども、大体この免許法の適用を受ける、そういう人は義務教育の人が多いと思つて。そういう観点に立つて言いたいと思つていますが、今のお話だといふと、規定の上にならぬから国家から現在補助する態勢が非常にうまく行かないといふことで、そうなりますと、地方公共団体に大分負担がかかるという形になると思つてゐる。これは、とにかく地方公共団体或いは国家でも、とにかく個人の負担でやるべきか、それともそういうふうな公共団体でやるべきか、この点を原則的にどうお考へになるか。併し今の説明はこれに対して国家も地方団体も、それから個人も、何とか貯蓄といふようなことでこの負担を一部負担すべきである。こういうふうな答弁でありました。が、義務教育といふふな点から考へれば、これはどうしようもない。併し公共団体は御承知のように今の財政状態ではこれは殆んど不可能であります。従つて国家が、殊にこれは国民

の義務教育という観点から考えると、に、どうしても国家が協力して殆んど大部分の費用をここで負担する建前にならなければ、この講習というものはこれは完全に行われないと、こういうふうに考えますが、その点如何ですか。

○説明員(玖村敏雄君) 御説に対して御尤もだと思ひますし、私共も本年も最善を盡したつもりなのであります。が、力及ばずして予算を取ることが十分でありました。皆さんの御援助を得て更に一層この点については努力いたしたいと思ひます。

○岩間正男君 そうすると、この法案の施行が経済的な根拠が非常にこれは不完全だということが今の答弁で認められたということになると思うのであります。従つてこの法案を施行する上において、非常にいろ／＼な欠陥が起つてゐるんじゃないかと思ひます。これはこの前のときも出たんであります。個人負担が全体の費用の大部分を占めてゐる現在においては、或いは九〇%、九五%というようなウェイトがかかつてゐる、こういうような形でこれは進められてゐる、ということ、非常にこれは重大問題だと先ず考へます。これはいづれもつとこの点についてはいろ／＼な資料で明らかにしたいと思ひますが、今まで更にこれは文部省の方で十分だつたから国会でやつて呉れと、そういう話であります。が、無論国会でもやりますけれども、どうもこの原案作成において非常にこの点が稀薄である、こういうことを認めざるを得ないわけでありまして。その点は今の答弁で当然文部省側も認められておるものと私共は先ずこれは考

えてもいいと思ひるのであります。

その次に移りますが、その次はどうですか。この一年間講習会をやつて見たんであります。これは大体のその経過を反省されてうまく行つたと考えられるかどうか。殊に現在日本の教育の民主化の中で重要な問題になつてゐる民主的な教育の方向といふものは、こういう講習会によつて擧げられたとお考えになつてゐるかどうか。つまり所期の目的を達したとお考えになつてゐるのか、この点どういふ感想を持っておられるか伺いたしたいと思います。

○説明員(玖村敏雄君) この免許法により講習会は昭和二十五年年度が第一回になるのであります。従来行われてゐたものは再教育講習会といつてやつておつたわけでありまして。そこで本格的な教育が昭和二十五年年度から発足いたしますので、今御質問のことについてははつきりしたお答えをするわけに参りません。

○岩間正男君 そういう建前になつておるでしようが、大体併し一年間やられたあの結果といふものは、当然今度のやり方の上に非常に重要な経験になる、そして又恐らくそういう方法が取り入れられ、それと同じような方法で進行させられるのじゃないかと考えられるのですが、一年間の反省においてどういふ考えを持っておられるか、これを承わりたいと思ひます。

○説明員(玖村敏雄君) まだ一年はやつておりません。さつき申上げましたように、昭和二十四年の九月から施行されたので一年はやつておりません。が、従来いろ／＼やりました講習会を通じて、その結果についてどういふ感想を持つかという御質問であります。

が、勿論効果があつた、やり方のまずいところは次々に批判を受けて、おのずから改善して行くという意図の下に今後新たな教育を始めようとしておるのだと了解しておるのであります。

○岩間正男君 効果の問題ですが、効果の問題をこの講習会の中だけで考えるといふことはちよつとできない問題だと思ひます。つまり教育全般の問題として考えなければならぬ、講習に出て行つたために後の補充にいろ／＼問題が起つたとか、講習を受ける人に多くの犠牲を負わされたとか、それから講習の内容そのものがいろ／＼な点で問題がある、こういうような点から十分に総合的に検討されないとこれはいかんと思ひますが、そういう点を一つお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(玖村敏雄君) 調査いたしました。お答えいたします。

○岩間正男君 それではそれまでお待ちとしまして、第三にも一つついでに、これはありましたら資料を頂きたいのであります。これはその講習が終つたときに、何か最後にテストみたいなことをされておるだらうと思ひます。そのテストの問題のようなのものが、これは文部省の方に集約されておるものがあつたら、これは非常に重要なものになるんですから、私達はこの次の法案を審議する上に欠くべからざる問題だと思ひます。といふことは、そういう講習の内容がどのようによ進められておるか、形式的な講習をさせておるのではないか、実際に日本の民主的な教育を進めて、その民主的な教育の内容そのものが重要な今後の教

育と関連を持つて来るわけでありまして、その点が恐らく最後に集約されたい形としてはテストの問題としてこれは我々は把握しておるのであります。から、できるだけ多くの広汎なそういう例について、これらの資料を頂きたい、こういうふうに思ひますが、如何ですか。

○説明員(玖村敏雄君) さつき申上げましたように、昭和二十五年年度から本格的な免許法による現職教育が始まるのであります。過去のものにつきましてはそういう評価するための問題といふものを課したところもあるかと思ひますが、課さなかつた場合が多かつたように聞いておるのであります。が、尙そういう点につきまして資料がありましたら調査して置きます。

○河野正夫君 御木さんもおいでになつたので、主として局長にお伺ひしたいと思ひます。この前現職教育に關する予算のことをもつと区分けをして資料を頂きたいと申しておつたのであります。が、どうも今日頂いた資料は、その意味では事務的な区分けでありまして、私共の期待したような数字とかいつたようなことでは、それは実際にどういふ運営で得られるか、例えば私共は国立大学が一府県に一つあると仮定して、一大学当りどのくらいにたい動員できるかといつたような見当を知りたいのであります。が、それは本日資料がおりたにならなければ、本日そういうことを承わらなくとも結構であります。が、若しそういうふうな方向の予算の内訳があらましたら後日お届け願ひたいと思ひます。ただ

この際一つちよつと承つて置きたいのは、文部省は伝え聞くところによると、二十五年年度の予算として免許法講習に關しては一億六千万円程の経費を計上したといふことでありまして。然るにそれが驚くべき二千万四千四百円ぐらゐに切下げられてしまつた、O・I・Eのルミースさんあたりも、十五億ぐらゐは要するだらうという説明をなしておつたのであります。が、その何分の一ですかに切下げられた。そこで私の承わりたいのはこれも本日でなくて結構であります。が、一億六千万円の要求の原案を何らかの形でお示し願ひたいと思ひます。

さて予算について一番大事なことは結局文部省が幾ら要求しても取れないという実体なんでありまして。この点について或いは大蔵當局乃至地方自治庁関係の人々は一体文部省の要求に対してどう理解とどういふ意見を持つておつたか。私共必要とあらば大蔵當局なり、地方自治庁當局を証人といひます。か、ここにきて頂いて説明も承わなければならぬかと思つておる。この点で、文部當局が折衝しておる過程でどういふ態度を示しておるか、この点を先ず承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木幸弘君) 今日御手許に差上げました資料は御要求になりましたやうな内訳を裏は差上げることができなかつたのは残念でございます。が、実は今御質問にもありましたが、文部省といつたものでは、一億六千万円を計上して要求したのでございませう。もとより一億六千万円でも十分な経費とは思ひてゐなかつたのでございませうが、併しこれが認められれば、或

る程度講習も計画的にやる事ができると考えておたのであります。ところが今のうちに二千四百万円に削られてしまつたのであります。従つてこの内訳につきましてもこれは大蔵省と今例え諸手当の準備をどうするかといったような問題につきましても実数その他計画と関連しまして今交渉中でありまして、まだ確定しておりませんので差上げる事ができなかったものでございます。それで一億六千万円を計上しました当時の内訳につきましても早速お届けいたします。それから一番我々として困難を感じましたのはこの教育委員会におきまして責任を持つてやるということが規定上はつきりしてありますので文部省としてやる分は、例えば旅費を受講者の旅費を計上するとかそういうようなことがどうしてもできませんで、ただこれまでの大学の方面だけから施設をすることだけが限定されて来たわけでありまして、それが一つの予算折衝で非常に困難を感じた点でございます。尙大学の方面からやるだけでも実はこれでは十分ではないのでございます。これは実は最後までこの問題は未解決のような問題ですつと交渉しておりましたが、その解決しないうちに予算が決定してしまつて、関係方面も最後まで努力して貰つたのでございますが、結局国会提出に至りますまでにはこの金額に決定されたわけでありまして。

○河野正夫君 その予算に關してもう一つ細かいことですが承つて置きたいのですが、今先程秋村課長からのお話もありましたが、事實上特例法の中にこういう研修に対して国が補助する事ができるという條文が欠如してある

ことが大蔵省と地方自治庁との交渉過程において非常に困難であつたと思つておりますが、將來文部省が今立案考案中であるとか、或いはすでに成案を得て閣議で決定をしたとかいう標準教育費の問題と関連するのであります。地方自治体のその査定標準行政費の中に教育費をどれだけ考へるかという單純なものだけの問題といつたしまして、児童一人当たり云々というように文部省庶務課の考へ方としてそれは結構でありますけれども、そういうものの中に今言うように地方自治体なり大蔵省なりは研修に國の補助を認めないという建前であるならば、研修に対しては十分な費用が地方自治体では計上されなければならぬ、その点が今立案過程の中の標準教育費という中に織込まれておるのかないのかどうか。將來これは重要な問題として若しそういうこととなければ我々としては教育公務員に關する特例等も考へなければならぬのでこれに關連して……

○政府委員(鈴木幸弘君) 今度の平衡交付金の中で昨年は一人当たり旅費は三千円計上しておつたのであります。本年はこれは四千人に増加して貰つております。これはやはり研修というところを考慮に入れて増加して貰つたわけでありまして。

それから標準教育費の計算の場合には当然に先生のこの研修に要する経費を計上したものであると思つて。今それは十分考慮されておると思つて。今それが標準教育費もやはり將來におきましては十分あらゆる面から相當研究を必要とすることがあると思つております。

○河野正夫君 質問の第二点に移りま

す。それは先程からしばしば問題になつた免許状を下附する場合に終了單位の問題に關連してであります。一体單位を相當数を取らなければならぬといふことは、机上プラン的にいへば教員を勉強させなければならぬ、だから余計單位を欲しいじやないか、現職教員が單位を少くして呉れということはおかしいじやないかというような声も一方どこからか聞えて来るということでありまして、實をいへば人事院あたりで職階制を考へ、上級の職階に上るための試験といつたようなふうなことを考へているその考へ方というものを聞いて見ますと、その職域に關してはおのづから、而してみずから研修をして、そういうことを相當高く評価するということになつておりまして、その考へ方からいまして先程説明されたような新制大学と専門学校の卒業生とのバランスがどうなのか、ただ年限が高等から單位を多くしなければならぬというのでなくして、むしろ現職の教員なら教員、その職域においてどれだけの研修が積まれておるかというところが更に或る程度單位に代つて考へなければならぬと考へるのであります。その点は聊かは考慮されておるようではありますけれども、その点においてもう少し人情を以て考へる点がある、あるのじやないかと思つております。例えばこの新教育の理念といふことについてはこれらの範圍外ですけれども、私は大いに議論があるものであります。それは留保いたしましたし、新しい教育といふことについていろいろ指導があるもので、それから講習に出るばかりでなくて学校内においても、或いは東京都などでは教育研究協

議会というようなものを組織してその教育界においても実にエネルギーに研究をし、或いは実験をし討論をし、やつておるのであります。勿論自発的研修といふことはそれは形式的な講習会の何單位かに當るとするものであります。こういうようなものの例えは組合なりで、組合という言葉がいやに聞える方があるならば、校長の認定でもよろしいのであります。そういうようなものを單位にとつて代るといふことは實際に個々に応じて見ると非常に重要なことであるのであります。極めて優秀な、極めて熱心な教員が講習に行けなかつたお陰で遂に實際はそれ以上の研修をしておるのに拘わらず免許状を取れない、こういうことがあり得るのであります。この点をどう処理しようとするか、一応御意見を承りたいと思つております。

○政府委員(鈴木幸弘君) 上の免許状に進みますために考慮するべき点は、全く申されますように、その講習等によつて得ました單位の問題と、それから、その人の現職にありました経験年数、この二つの点が當然考慮するべき点だと思つて。ただその際にいづれを重點的に考へるかという問題が今御質問の趣旨の点だと思つて、これは免許状の大体の行き方からいいますと、今申されましたように、むしろ経験年数よりも實際の講習の單位の方を重んじているのじやないかと考へるに、なるのは御尤もな点があると思つて。ただこの経験年数を完全に單位として換算いたします場合には、それが本當に今申されましたように教育研究会その他で自発的に大いに研究しておるといふ証明が、どの程度に客觀的に

つくかという問題が一つの問題として残るのでございまして、できるだけ私共としてはそれを考慮したいといふ念願でやりましたことは事実でございますが、結論といたしましては、今御指摘になりましたような傾向が現れて来たのであります。併しこれは要するに客觀的に法規として決めます場合においては、やはりはつきりしたその事実に基づかなければならぬ、そうでないといふ面から決めたような程度に取入れるという結論になつたのでございまして、尙この点につきましても、十分單位制度と現職の経験年数との問題を研究して参りたいと思つて。

○河野正夫君 今の点にも少し補足して申しますが、例えばこういう新制度にならぬ前は、大学は出た、併し英語の免許状を持つていないといふものが、旧制中学校に五ヶ年以上勤務し、誰が見ても相當に教育的な技術からいつても、或いは力量からいつても、あるといふような場合は、校長の推薦といふことが、それによつて免許状を得ることができた、そういう制度があつたのであります。或いは又校長の推薦が得られないとしても、みずからいふゆる文檢……何と言ひましたか、を受けて免許状を取る機会があつたのであります。そういうような途が段々に狭められて来て、單純な機械的な年数計算でやるという、この機械的な計算だけでなく、どこかにやはり彈力のあるような余地を残すような方法が必要ではないかというものが、私の質問の主眼点なのであります。

○政府委員(鈴木幸弘君) 從來この教員檢定につきましても、経験檢定とい

うのがありますのは事実でございますが、一面又この経歴検定ということ自体が相当欠陥があつて、形式的にのみ随して、ただ五ヶ年間いれば、その校長の証明書というものは、いつでも優秀な成績でしたというふうな証明があつて来るというふうなことで、欠陥があつたことは事実でございます。一面又この点を改正しなければならぬという点が、今度のやはり単位計算になつたわけであります。併し単位計算そのものにつきましたも、又これは相當形式的に應ずる心配がありますので、實質的に単位計算が、本當の實力なり、本當の研修を裏付けて行くということ、今後我々としては努力して行かなければならぬ問題であらうと思ひます。とにかくいづれにしましても、いづれを偏重してもやはり欠陥はできて来るのであります。要はその實質的なその研修の結果が力になつて現われて来るように努めて行かなければならぬと思ひます。

○河野正夫君 もう一つだけ。折角こういうふうな教職員免許法施行法というので、更に我々がこれを苦勞してこの改正案を審議するのであります。が、この現職の教員諸君にとつて極めて重大な問題が——噂にせよ、或いは或る部分には現実に、そういう動向があつたのでありますけれども——起つて、又將來も起らないとは限らないと思ふ点を今指摘して、御意見を承りたいと思ふのであります。その一つは、家庭科を社会科と合併するというような問題が今日起つておる、小学校において合併すると。將來は高等学校にまで至るであらうといつたようなことが考えられております。この小学校の場

合はまあいいですけれども、中学校乃至は高等学校で、その一つの教科に又別の教科がついて来るといつたようなことになりますると、これは非常に重大な問題を惹起して来るのであります。が、今日事実文部省當局の或る一部でこういうふうな教科の合併とか、改廃とかいうことを未だに考へておるといふことは、形式的に六・三・三制乃至はいろいろな新しい教科ができて、いろいろな新教育法及びその理念が唱えられて、非常に混乱しておるところへ、安定をしようと思つと、そういうふうなぶち壊す、非常に面白くないと思つたのであります。従つてこれは教員自体からいふと、家庭科の教員とすれば、今この講習を受けておつたつて、將來社会科と一緒にされたときには、又変になりはせんかという不安感を興へることになる。そういう憂ひは今家庭科について申し上げましたのですが、家庭科についてそういう意向があつたか、どういふ動きがあつてそういう噂或いは不安を教職員の間に起したか。更に当分の間はそういう教科の改廃については触れないという言明を得たいのですが、その点は如何ですか。

○説明員(玖村敏雄君) 御指摘の教科の改廃の件であります。これにつきましても、直接関係してありますのは初等中等教育局であります。が、教員免許と関係がありますので、私の方でも多少存じておるわけでありまから、それを申し上げたいと思ひます。家庭科を中学校では職業家庭と一緒にして、一科目にしてしまつて、丁度図工工作というのが一緒であるようにです。そうしようといふことになつております。但しそれは免許法の上では、職業

と家庭とを区別する、免許法の改正はしないという了解を得ておりますので、今後これが大きな變動を来すことはないと思ひます。

○河野正夫君 高等学校はどうですか。

○説明員(玖村敏雄君) 高等学校は違ひます。

○鈴木憲一君 今度の、二十五年年度の講習の印刷物を見ますと、地方費が不明になつておる。地方費といふものに対しては何らその見通しはないのでございませうか。

○政府委員(鈴木憲一君) 實は地方費の各県で只今予算を更正しまして、教育委員会とその府県の方との話合が進んでおりますことは聞いております。が、ただちよつと中央でその経費を組もうといつたしておるのに、これはさうでないような力が及んでおる。さういふことも聞いておりますので、さういふことは面白くないといふので、できるだけの地方で組んで貰いますように只今努力をいたしておる途中でございます。

○鈴木憲一君 さうしますと、進めて行くわけなんでありまが、恐らく文部省で胸算用しておるような地方費といふものは取れないんじゃないかといふふうに考へられます。さうしますと、勢い個人の負担といふものが非常に大きくなつて来るわけでありま。而もその個人の負担が非常に大きくなり、国の費用は僅か一人当り千円で、貧しい教員がいよいよこれはまあ千円で、自分の生活を脅かされるような、非常な縛られる結果となるんで、年取つた教員や貧しい教員達が実にこの免許法の講習を續つて苦勞するのじ

やないかと思つております。これが地方費が確かに見通しがあるという立場から国が予算化して行つたのが妥協だと思つておるわけですが、この表を見ますと、二十六年、七年度まで地方費を見込んでおるのですが、これは非常に来年度あたりは、この面での混乱が起つて来るのじやないかと思つておる。さういふ際には、国としては来年度以降は大いに増額をすといふような御決心があるかどうかをお伺いいたします。

○政府委員(鈴木憲一君) 地方費の方は、只今地方で相当額計上して貰いますようにいろいろ努力中でございます。が、實際は相当府県でも努力して頂きまして、計上して貰えるものと期待しておりました。これは結局この講習の重要性といふことから、地方でも十分認識して頂きまして、できるだけの経費を計上されるように期待いたしておりました。尙国費といつたしましては、先に申し上げましたように、私共としては一億六千万円でも十分だと考へておつたのでございまして、来年度におきましては、できるだけの増額につきまして努力をして参りたいと考へております。

○鈴木憲一君 この一億六千万円という掛金は誠に素晴らしいのですが、實際はさういふ貧弱なものに押潰されたのですが、それで以て尙且つ先生達に千円でお前達はやれといふ程に文部省は人情がないのかといふことに、まあ私は考へられる。一体政治といふものは、とにかく一番根本に人情といふものがくつつかなければならぬ。殊に教育に關係のある政治といふようなものは、小さい子供に直ちに影響をいたし

まするので、何としてもこの一億六千万というものを取らなければこの講習は行わんと、ところがこれは何年間にやつてしまわなければならぬといふような、実にそこがところが何かさうじくぐざな嫌な気持ちを教育者全体に持たせるといふふうな考へられるのですが、その辺文部省はいま少し頭張つて、この費用が増額できなければ本年は一応止めよう、棚上げしてしまへといふようなお考へはないかどうか。

○政府委員(鈴木憲一君) この教職員免許法が大休国会を通過しましてから、予算折衝に移つたわけでございます。で、ございまして、予算が少しであるからといふわけでこれを取止めるといふことは、まずこの講習会の法律で決めたものを與える機会がないという状態で、この少しの経費でも、私共としては、その実施面におきまして最大の効果を挙げるように努力して参りたいと思ひます。尙この点につきましては、私は根本的な考へ方といつたしましては、文部省又情がないじやないかといふ中さされまけれども、併し、この新らしい教育の方針として、教育は国民の手に歸して頂くといふのでございまして、だからこれはやはり地方でも、中央でも、国民の輿論としてこれが国会なり、又は教育委員会なりに反映して来るということが、非常に重要な点でありまして、予算の点から申しましても、現在我々が極めて微力に御期待に副うような予算が取れんのは非常に残念でございますけれども、できるだけこの教育の重要性から、やはりさういふたような問題にも強く輿論が反映して参りますように期待をいたすわけでございます。

○岩間正男君 今の問題の関連質問でございすが、どうも妙な御答弁のようについて聞いたのであります。これは文部省が大体最初に一億六千万円どうしたつて必要だということでは始められたが、取れなかつた、何とかやらないうちはやつた方がよいからやるんだが、あとは国会の方でよろしくやつて貰いたい、若しくは人民の熱意を集中してやつて貰いたい、こういうふうな話であります、どうも世の中ではそう言つておられないようであります。勿論そういうふうな態勢も、教育に対する熱意を表現することとして必要であります、いつでも今までのやり方を見ますと、文部当局が最初立てた案をどこで守るかという守り方、方法、これが問題になると思ふのです。だから、鈴木君の方から、でなければ棚上げするくらいは決意がなければならぬのだと、こういうふうな言われておりますが、この点についての議論を私はここでやろうとは思ひませんが、今の御答弁では、これは恐らく鈴木君も満足されないし、外の諸君も満足されないと思ひます。これは関連質問であります、私の質問したいのは、やはり二、三点ございします。

先ず第一に、講習会をやるのです、この講師が問題だと思ふのです。一体この講師をどのようにして決めておられるか、どうも講師を天降的に決められまして、講習員がそこに送られ、そこで一度決められまして、否応なしに講習を受けなければならぬというので、実はなか／＼無味乾燥なものな気がします、実際どうもどううかと思ふものもあるわけです。これは今年あたり我が文部委員会が実際に

その現状を視察すればはつきりする問題であります、そこでどのようにして講師を決めておられるのか、この点を先ず伺いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木幸弘君) この講座では、大体国でやります場合には、大学の責任におきまして講座を開始して貰うわけでありすが、その際におきまして講師は、勿論その大学の権威に我々としては信頼いたしまして、その大学の教授が当る場合と、又広く他から講師として招んで来て講座を開始する場合とがあると思ひます。それから府県で大学の指導の下にやります講習につきましても、勿論講師の選定は府県にお選びになりますけれども、当然にその大学と相談されて適当な講師を選ぶように努力はされると考えております。

○岩間正男君 現状で、これはこのあたりの計画においてもそうだと思うのですが、何か文部省でそういう講師を交渉するといふようなことをされておるのですか、これはどうですか。

○政府委員(鈴木幸弘君) これからの建前は、全部各地方にございまして大学の責任においてやつて頂くといふことにいたしました、その講師の選定等に、大学から依頼があれば別でございますが、積極的にこちらから講師を選んで押付けるといふことは考えておりません。

○岩間正男君 最近耳にする傾向ですが、どうも戦争前の伝達講習といふようなやつですね。何か講習する範囲について、もう大体内容が決定されておつて、とにかくそれを間違わないように伝達するといふような、そういううりな例が出た地方のことも聞いてお

ます。こういう点は、尙十分にこの問題についてはもつと掘下げて論及しなかつたやらない問題だと思ひます。

その次にお伺いするのは、こういう例を私は聞いております。校長が陣頭指揮をして、講習会に行くと、それで何時までに誰が遅刻したかといふことを皆一々記録する。それから居眠りしたのは誰だといふようなことを記録する。そうしてそれがその教員の成績の内容になる。而も、それが首切りの対象になる。こういう形で進められたはつきりした例を私は聞いています。こういうようなことが行われているとすれば、文部省はこれに對してどう思われるか。これは正に戦争前の、正に何かといひますか、天降的な教育をやりましたときに我々はそういう体験がある。そして而もそこに行きますと、さつきの問題と連関するが、実に無味索莫だ。実に何をやつておるか分らない。第一話をする人間が、信念がなく太平洋戦争といふようなことを説いておる。(笑聲)これは戦争の話ですが、そういうような、これじやとても聴いていられないのです。索莫としてなんぼなんでも……、それは我々は教育のことはしかつめらしいかも知れませんがよかつたのかも知れない。殊に戦争前なんかはそういう態勢がどうも講習の中に実際に出ています。そこで自然と夏休のような暑いときになりますと眠いから居眠りも出る。そういうような内容のないものを形だけ作つて、何単位といふような如何にも尤もらしいことになりまして、そういう形になつてどん／＼出されて、一方はさつき河野君から出された問題です

が、自分で自発的にやる、自分から奮い立つてやろうとする、そういう民主的な自分から自主的にやるという態勢の方に對しては、これは何ら文部省はこれについてすすめていない。こういうことは非常に大きな問題であり、講習会そのものもすつかり浮上つていくところが出てくるし、どうも戦争前のああいうような形だけ踏襲するといふような点が出てくるように考えられるのですが、これはどうですか。居眠りをするような内容の講習はお止めになる意思があるかどうか。

それからもう一つは校長が陣頭指揮をやつておるような、このような馬鹿げた事態に教育を戻していいのかわか、この点を伺いたい。

○政府委員(鈴木幸弘君) この点はさつきも河野委員から御指摘がありましたが、点だと思ひますが、單に経歴だけを形式的にやつて行くといふことが弊害があると同時に、単位制度を採用しまして内容の空白な形式的な講習になる、やる方も形式的になり、受講する方もただ形式的に受ける。この危険は十分にあると考えるのでございまして、若しそうなれば単位制度を採りまして根本的な欠点が現われて来ることを考へるのでございします。で、そういう講習を取止めるということではなしに、やはり実質的にこの講座が立派なものになつて行くといふふうなまあ努力しなければなりませんので、特にその点は大学は自分の責任においてやつて行くといふことを明らかにしておつて、それがとやかくの非難を受けないように、大学自体が努力して頂けるといふように私共は期待いたしておるのであ

ります。

○岩間正男君 あとのもう一つは校長の陣頭指揮をやつておる……。

○政府委員(鈴木幸弘君) 甚だその点につきましましては私共もいろいろ……。

○岩間正男君 例を出してもいいのですか……。

○政府委員(鈴木幸弘君) 仔細な例を私聞いておりませんので、又十分調べまして……。

○岩間正男君 もう一つ、先の第一項は希望の御答弁ということになるかと思ひます。

それからもう一つ申し上げたいのは、大学の権威といふようなお話がありすが、もう少し大学を検討される必要があると私は考へる。殊に果して今の小学校の教育、それから實際例えれば国民の生活がいろいろと本當に苦しいところを追込められて、その中に子供達が喘いでいる。その中でやはり教育といふものを大学の諸君は擱んでおられるかどうか。こういう現実から離れたものを、何か今までの象牙の塔からちよつと半分出かけて、又戻りつつあるといふような態勢の中の教授では、これはなか／＼講習し切れまいと思ひます。こういう点を十分検討しないと、今の鈴木さんの希望的な御答弁が空虚になつてしまふのじやないか。現実に離れてしまふのじやないか。こういう点が日本の大学の再検討の問題になります、大学の権威に對してやる、これだけで一体何をやりになられると思ひますか。これは私は自分のことを申し上げても要ですけれども、曾て成城学園におりましたときに、小学校の問題を大学の先生に求て話して貰おう

じやないかということに澤柳政太郎博士、我々の学園長であつた博士に話をしましたところが、非常に叱られたのです。何を言つておる、それは小学校のことに對して一番權威を持ち、それから実情を知り、それからそれに対して深い造詣を持つてゐるのは君達じやないか、それを大学の先生なんかよんで来て聴こうという、そういう見識がそも／＼間違つておる、こういうことを言われたことがあります。これは御参考までに申上げるのですが、大学の先生がそういう概念的な空虛なことを教えて、文部省が安心して、破壊された苦しい日本の現実、押詰められた現実の中に挟まれてゐる教育を担当し切れるかどうか、この点をもう少しはつきり御答弁願ひたい。

○政府委員(鈴木幸弘君) 今までのこの新制大学切換前の師範学校につきましては、師範学校が教員養成はいたしますけれども、そのあとの面倒は全く見てないということが言えたと思うのであります。ただ附屬の小学校等での研究集会なり中心の働きかけをした例はありまして、大学の本校の方の先生が直接に、主として積極的に指導するという面は非常に少かつたかと考へるのであります。新制大学におきましては、今度大学の学芸学部なり教育学部に切換えたのでございますが、その点につきましてははつきりとその地方におきまする教員養成の責任を持つばかりでなく、この大学を出たあとにおきましても最もよき相談相手となつて、現職教育の責任を持つて行くという責任の分担を明らかにしておるのをごさいます、この意味において今までとは違つた意味において、この学

芸学部がこの現職教育に相當の權威ある努力をして頂くことを我々としては期待をいたしておるのでございまして、又それが必ずできると考へますし、又内容的にもこれが改善に向ひまして私共はこの新制大学に切換えました一つの最も重要な仕事としてこの方面に努力して参りたいと考へておるのでありまして、大学が決して遊離してあつてはいけないという状態で、又それを自覚して大学がやつて頂きますというところによつて、そういう今御指摘のような面は次第に改善されて行くものと考えております。

○若木勝蔵君 私には二つばかり伺いたいと思つておるのですが、その一つは先程河野委員から質問がありました家庭科の問題に關連して来るのであります、一体先程からのい／＼な質問に答へによりましてもうこういうことが考へられるのであります。文部省でやつてゐるいわゆる教育行政というやうな方面を考へて見ますと、全く猫の眼の變るやうに變つておるのじやないか。折角現職職員の免許状の点が施行法で以てちゃんと決まつて、安心して落ち着いてやつておるかと思つと、今度それは二十八年度の三月で打ち切られる、そういうふうな改正案が出た。それから家庭科というふうなものが存置されておつたのが、今度それが廃止されて職業家庭科というやうなものにせられてしまふ。いつこれが又明日變るものやらどうやら分らん。非常にこういうところに現職の先生方の混乱を來す本が文部省にあるのではないかと思つたのです。それで私は尙くも家庭科というやうな教科につきましては、一文部省あたりが勝手に／＼自分の都合から

變更すべきものではないと思ふ。又これは十分教育者の立場というやうなもの、或いは一般世論というものも考へてやるべきものだと思うが、この点につきましては、文部省としてはこれを先に予定せられた学校の教育課程及び編成の基準に關する法律案というやうなそういう法律によつて、これを改正するつもりであるか、或いは單なる施行令というやうな省令によつてやるつもりであるか、この点どうであるかというところを一つ伺ひたいのであります。

それからもう一つは玖村さんがお歸りになつておられないやうでありますけれども、免許法の方面においては、たとえ職業家庭科となつても職業科と家庭科は別だ、こういうやうなお話があらまされたが、それでは家庭科の免許状を持つておる者は職業科を担当できるか、その辺のあれがどういふふうになつておるか。職業家庭科というものの担当できるものかどうか、こういう点については不明瞭であります。その点も伺ひたいと思つておるのです。質問の第二点は研修の予算のことです。質問の第二点は研修の予算のことです。あります、この免許法並びにこの施行法が立派に実施されて行くがためにはその前提となるものは私は、前提というから裏付けというか、そのなるものは教員の研修施設が完全に行われることにあると思つておるのです。それに関しまして先程鈴木君の質問に對する鑑本政府委員の答弁は極めてこれはおかしなふに私は考へられるのです。が、ここまでやつたけれども止むを得ない、後はあなたの方にも一つ御努力願ひたいし、世論を喚起して貰ひたい。こんな自信のないことで先程お話

申上げたようにこの免許法の、或いは施行法の改訂というものは行われるものではない。恐らく一億六千万円の予算がなければ二十八年度でこの研修ができ上らないというやうなことが文部省の最初の考へであつたらうと思ふのであります。若しそれが一億六千万円でなしに二千四百万円で打ち切られるならば当然この改正は駄目だということになる。そこまでの肚を決めて文部省は今日おられるかどうか、こういうやうな点について私はお伺ひしたいのであります。

○政府委員(鈴木幸弘君) 学科課程の問題は先程玖村説明員から申しましたように、初等中等教育局においてやつておるのでございまして、私共前に当校教育局におりました際にこの問題につきましては、私といたしましては、教科課程につきましてははつきりしたことを法律で基準を以て定むべきだということを考へ方を持つておつたのでございまして。現在どういふ方向に進んでおるか私はまだ聞いておりませんけれども、その点は一応責任局の考へ方を通じましてお答へいたしたいと思ひます。

それから職業科と家庭科の免許状は別々に出すのでございまして。その免許状は家庭科の免許状を持つておれば家庭科だけであります、職業科の副免許状といつたものを併せ持つていなければ職業科は教へられないと思ひます。それからこの研修の問題につきましては全部の教員を講習いたしますのは勿論一億六千万円でも足りないというところは前申上げたのでありますけれども、実際の面をいたしましては校長になりまして、現に校長である人が資格を、一級免許状を持たない人が切替へられますのはこれは強制的な意味がありまして、一級にならなければ校長を辭めなければならぬという実情にありますので、これはこの法律で三十年まで延期したわけでありまして、その他の場合におきましては、上級の免許状を取るのには、必ずしも期限を切つておりません。そこで必ずしもその三年とか五年の中でやらなければならぬという線が出て参りません。それでどうしてもそれはそうなければならぬということになれば、予算的にこれは強く主張できますけれども、何年かのうちにやればよいというやうに、形式的になつておるものですか、そこでこれを必ずこれだけの金額は今年度は非重要という最後の線が出て参りませんで、それで單に重要な経費というやうな問題から押して参りますのは、法的にはその点非常に弱いのであります。そういう意味におきまして、これがまあ我々希望通り取れなかつたというやうな実情でございまして。

○藤田芳雄君 今の若木君の質問と連關するのですが、若木君の方からは予算が減つたからこの改正の要がないじやないかというお話がありましたけれども、私は予算が減つたから改正しなればならぬと思つております。但しその改正の方向は私の現実に出されてゐる、これとは違つてもつと年限を延ばして、單位を減らさなければならぬのではないか、それは先程のお話にもありましたように一億六千万円でも足りない、それがまして出すなというやうな問題のものであるならば、それに應じて獲得するところの單位數

を減らす、或いは修得年限を延ばして貰うというふうにしてやらなければ到底できない。その意味から私は改正する必要がある、こう申しておるのであります。文部当局の方の改正の意思もそこに考え及ぶ必要があるのではないかと、この点を一つ伺いたい。

その次に今の校長の問題があつたのであります。校長の件につきましても、この法案の方には、この法令が施行される以前において取得した資格についていつてありましたが、ところが今現在施行されてから、もう次々と新しく校長が任命されて来る。これらの校長は、いわゆる一級免許状を持たない。そういったと、今三十年と限られますと、このあとまだ、欠員ができてどん／＼校長の補充をやつておる。而もその校長といふものは、決していい加減にやつておるのではなしに、或る一つの選考をやつて、そうして資格を決めてからやつておるらしいのであります。そういうふうな形において、校長も決められて行く、それがやはり本年だけではない、尚これからあると思うのですが、六年か七年頃になつてから校長になつて、さて三十年までというふうなことで失格の問題が引つ掛つて来たなら、これも変ではないかというふうな感じがいたします。とにかくそうして予算の不足から来る改正といふことが最も重要な点だと思ひますので、そういうふうな点をお伺ひいたします。

もう一つ資格を取る単位の問題なんでありまして、今の中小学校方面の実情を見ますと、特に最近教育の内容をよくするために、研究指定学校と

か、或いは研究学校とか、何かいろいろ命題を課せられたところの、私設学校としてやられるものが大分ある。そうしますと、この学校へは、その方面に専任しなければならぬ、最も優秀な教員をそちらに向けて行かなければならぬ。そういったと、そういった人がたとえ上級の資格を欲しいと思つても、自分らの仕事の関係上やれない。而もその仕事はどんなものかという

と、本当に中学校なり小学校なりの教育の内容について、教師としての最も優秀なる方面に精進しておるわけでありまして、結局資格を得るところの単位の中には入らないという矛盾が来たら、そうするとよい教員程、選ばれた教員程資格が得られないというふうな形もここに生れて来る。そこで今、現在はないといひましたが、その単位の中で何かそういったものをも含めるようなことを考慮する意思ありや否やこの点をお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木幸三君) 年限を延ばす必要はないかという問題であります。これは切替へにつきました。第七條は極く特殊の場合の経過規定でございます。これにつきました。では、どうしてもしもやはりこの程度で打ち切りたいと考へております。それから校長の方は一級になりすのは相当この前の規定では困難であらうと考へまして、今回三十年まで延ばしたのであります。又一面この教員の切替へといつたやうなものでいつまでもこの暫定的なものが残つておることは望ましいことではないのであります。やはり校長の二級の人でもできるだけ早く資格を取る

ように努力をして貰いたいと考へております。

それから上級の資格について本人の執務なり現在やつておることを十分考慮できないかという点でございます。これは実は教員免許法全体について言えることであらうかと思ひますが、個人の考へを申上げて相済みませんが、やはりこれはいろいろ御批判を得ております。非常に複雑でございます。まして、何かもう少し全般的にすつきりした法律に直す必要はないか。それから教員養成計画等の関係におきまして、この免許法が大学の教育にどういふ影響を及ぼして行くか、大学の教育を非常に単位制の関係で混乱に陥れる点はないかといふたやうな問題につきましても相当もう少し掘下げて研究して行かなければならぬと考へております。今御指摘のやうな点につきましてもやはり十分考慮していろいろ研究して行かなければならぬと私考へております。

○河野正夫君 もう大分時間も遅いので今日はこの辺で閉会の動議を提出いたします。

○委員長(田中耕太郎君) 河野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田中耕太郎君) それではこれを以て今日はこの程度で散会いたします。

午後四時五十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君

理事 若木 勝蔵君

委員

木内キヤウ君
藤田 芳雄君

河崎 ナツ君
河野 正夫君

岡崎 眞一君
大隈 信幸君

星 一君
堀越 儀郎君

三島 通陽君
山本 勇造君

岩間 正男君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

鈴木 憲一君
鈴木 憲一君

請願者 大分市上野町大分県家庭科教育研究会内小

野本うめ

紹介議員 安部 定君

家庭は社会構成の単位であるから、日本の民主化は家庭生活の民主化に重大な関係がある。そのためには幼少の頃より民主的な家庭生活の体得が必要であるが、現在の社会科では範囲が広くて家庭生活についての充分な教育が不可能である。また欧米に比して水準の低い我が国の家庭生活を改善するためには、小学校の頃より家庭生活に必要な技術を練習する必要があるから、小学校に家庭科を存置せられたとの請願。

第八二二号 昭和二十五年二月九日

受理 都立園芸高等学校八丈分校敷地決定変更に関する請願

請願者 東京都八丈島三根村

清水丑之助

紹介議員 星野 芳樹君

東京都立園芸高等学校八丈分校敷地は、島民大多數の意志を無視して、一方的に大賀郷村無線局跡に決定されたが、同予定地は学校の運営管理に支障が大きいばかりでなく、島内の融和を破壊し、教育の本旨と、公益福利の増進に反することになるから、八丈島島民の投票により同校敷地を決定するよう取り計らわれたいとの請願。

第一三九号 昭和二十五年二月六日

受理 文化財保護法案に関する陳情

陳情者 長野県松本市大字北深志

同心町六一〇 一志茂樹

第七二四号 昭和二十五年二月三日

受理 小学校に家庭科存置の請願

第七二四号 昭和二十五年二月三日

受理 小学校に家庭科存置の請願

今国会に提出予定の文化財保護法案の審議に当つては、文化財の範囲と指定物件ならびに国家が保護を必要とする有形および無形の文化財に限定し、また国宝、重要文化財および史せき等の仮指定に関する規定を明確にし、さらに文化財保護の万全を期するために文化財研究所および文化財保護事務局機構の完備、人員の配置ならびに国庫の助成等について、適切な処置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十五年三月二日印刷

昭和二十五年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所